

情報提供・共有（リスクコミュニケーション）
に関するガイドライン（案）

第1章 はじめに

- 新型インフルエンザ対策においては、国や地方自治体が、検疫、医療等の各分野における検討を進め、その体制を整備することは極めて重要であるが、そのみでは対策が有効に機能しないおそれがある。新型インフルエンザの発生時には、検疫、医療等の各分野における施策の実施に当たって、国民一人ひとりが、新型インフルエンザに対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、はじめて、感染拡大の防止が可能となる。このため、国及び地方自治体は、個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を国民に提供するとともに、継続的に国民の意見を把握し、国民が主体的に対策に参画できる体制を整備する必要がある。
- 本ガイドラインは、このような認識の下、新型インフルエンザ対策行動計画の前段階と第一段階以降において、国及び地方自治体を実施すべき情報収集・提供に係る対応、国民との間での情報共有等について、あらかじめ整理し、規定するものである。
- 本ガイドラインは、今後も、国民の新型インフルエンザ対策に関する認識、最新の知見、国際的動向等を踏まえ、継続的にその内容を検討し、必要に応じて随時更新していくものとするが、地方自治体及び医療機関等が本ガイドラインを参照し、対策を講ずることが望まれる。

第2章 各段階における対応

1. 前段階における対応

(1) 国における対応

1) 情報収集体制の整備

- 厚生労働省及び国立感染症研究所は、海外及び国内の鳥インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザが疑われる事例の発生状況（以下「鳥インフルエンザ等の発生状況」という。）並びに最新の知見等に係る情報収集を行

う。また、外務省は、在外公館を通じた情報収集を行う。

- 厚生労働省及び国立感染症研究所等は、日常的に収集した情報を関係省庁等との間で共有するよう努める。

(情報収集に係る留意事項)

- 海外及び国内の鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集においては、その内容及び収集源に関し、次に掲げる点について留意する必要がある。

	海外発生情報	国内発生情報
収集すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生国・地域 ・ 発生日時・発表日時 ・ 確定診断の状況等 ・ 健康被害の内容（症状、重症度等） ・ 感染拡大の状況（家族以外への感染等） ・ 現地での対応状況（初動対処の内容等） ・ 住民、国民の反応 ・ 諸外国やWHO等関係機関の動き ・ 情報の発信元及びその信頼度等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生地域 ・ 発生日時・報道発表の状況 ・ 確定診断の状況等 ・ 健康被害の内容（症状、重症度等） ・ 感染拡大の状況（家族以外への感染等） ・ 現地での対応状況（初動対処の内容等） ・ 住民、国民の反応 ・ 情報の発信元
収集源	<ul style="list-style-type: none"> ・ WHO ・ 諸外国 ・ GOARN¹ ・ 研究者ネットワーク 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫所からの報告 ・ 地方自治体からの報告 ・ 国立感染症研究所からの報告 ・ 法に基づく届出（注） 等

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条及び第 14 条の規定に基づき、医師等から届出が行われる。

2) 情報提供体制の整備

- 厚生労働省は、国民に対して迅速に情報提供を行うため、新型インフルエ

¹ GOARN Global Outbreak Alert and Response Network

世界規模の流行の発生に対応するために、2000年に世界保健機関（WHO）が立ち上げた世界中の感染症関係機関等のネットワーク。感染者等の情報収集、重要情報の発信、発生国における早期対応の技術的支援等を目的として運用されている。我が国では国立感染症研究所が参加している。

ンザに関する広報担当官とその代理を置くものとし、定期的に新型インフルエンザに係る記者発表を行うものとする。当該記者発表については、その頻度を特定し、関係記者会にはあらかじめ周知を図るものとする。

- 厚生労働省は、地方自治体及び関係機関等への情報提供を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。

(国民に対する情報提供)

- 厚生労働省は、鳥インフルエンザ等の発生状況について随時国民に情報提供するとともに、国民の新型インフルエンザに対する正確な知識の普及を図るため、インターネット、パンフレット等により、新型インフルエンザに関する基本知識、各家庭で実施できる基本的な感染防止策、国が実施する対策等について、周知を行っていくものとする。

(医療関係者に対する情報提供)

- 厚生労働省は、医療関係者に対し、新型インフルエンザに関する正確な知識の徹底及び専門的な知識の普及を図るため、国立感染症研究所ホームページ、医学雑誌等を通じ、情報提供を実施することとする。

(2) 都道府県における対応

1) 情報収集体制の整備

- 都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、管内の鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集を行うものとする。
- 地方衛生研究所において、本庁及び保健所が収集した情報の集約及びその分析を行い、本庁感染症担当部局と情報共有する体制を検討する。

(情報収集に係る留意事項)

- 管内の鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集の際に留意すべき事項については、基本的に、国の国内発生情報の収集の際に留意すべき事項と同様であるが、その収集源については、特に医療機関等からの報告を活用することが望ましい。このため、都道府県等は、地域医師会等を通じて医療機

関との連携・協力体制の強化を図るものとする。

2) 情報提供体制の整備

- 都道府県等は、新型インフルエンザの発生時には、記者発表により随時住民に対して情報提供を実施することとなることを踏まえ、実務担当の責任者とは別に、新型インフルエンザに関する広報担当官とその代理を置き、広報体制を整備するものとする。
- 各関係部局や国の出先機関との情報連絡網を整備する。リスク・コミュニケーションの担当者の養成を行う等、広報体制の強化を図る。

(住民に対する情報提供)

- 都道府県等は、住民の新型インフルエンザに対する正確な知識の普及を図るため、インターネット、パンフレットの作成等により、新型インフルエンザに関する基本知識、各家庭で実施できる基本的な感染防止策、都道府県が実施する対策等について、情報提供を行っていくものとする。

(3) 市町村における対応

- 市町村は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザの発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。したがって、この段階から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都道府県が発信する情報を入手することに努めるものとする。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

(4) 国と地方自治体の連携

- 国から都道府県等への情報提供に際しては、FAX送付とメールを併用することとし、この旨あらかじめ周知をしておく。
- 都道府県等から国への情報提供に際しては、国における情報の集約先を特定の上、あらかじめ周知をしておく。また、鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報については、原則、FAX又はメールにて情報提供を実施するも

のとし、FAX又はメールを送付した際には、必ず送付先の担当者に電話連絡するものとする。

- 都道府県及び管内の市町村は、協議の上、新型インフルエンザに関する情報共有のための担当者をあらかじめ決定し、共有しておく。
- 国は、次に掲げる事項について、都道府県等と随時情報共有するものとする。
 - ・ 記者発表事項（新型インフルエンザの発生状況に関する情報等）
 - ・ 新型インフルエンザに関する最新の知見

（５）国民との間での情報共有

- 国及び地方自治体は、新型インフルエンザ対策に係る国民の認識について、継続的に把握するよう努めることとし、その対策の計画・立案に当たっては、可能な限り国民の意見を聞く場を設けることとする。

２．第一段階以降における対応

（１）国における対応

１）情報収集体制の強化

- 厚生労働省及び国立感染症研究所は、海外及び国内の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見等に係る情報収集体制を強化する。また、外務省は、在外公館を通じた情報収集を行う。
- 厚生労働省と国立感染症研究所等は、引き続き、収集した情報を関係省庁等との間で共有することとする

（情報収集に係る留意事項）

- 海外及び国内の新型インフルエンザの発生状況に係る情報収集の際に留意すべき事項は、前段階における海外及び国内の鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集の際に留意すべき事項と同様である。

2) 情報提供体制の強化

- 内閣官房、厚生労働省等は、毎日複数回、定例の記者発表を実施するとともに、必要に応じて、臨時の記者発表を行う。

(海外発生情報に係る情報提供)

- 新型インフルエンザの海外発生状況の情報提供に当たっては、WHO等の国際機関が公表する情報をベースとし、発生状況のみならず、当該時点における我が国への流入の危険性の評価、感染防止策等についても極力情報提供を行うものとする。具体的には次に掲げる内容を含むものとする。
 - ・ 発生状況（発生国・地域、国名、都市名等）
 - ・ 確定診断の状況
 - ・ 健康被害の状況
 - ・ 我が国への流入の危険性の評価
 - ・ 感染防止策

(国内発生情報に係る情報提供)

- 新型インフルエンザが国内で発生した場合の情報提供について、サーベイランス体制の稼働状況との関連で、発生段階に応じた項目の選択はあり得るものの、基本的には、次に掲げる内容を含むものとする。
 - ・ 発生状況
 - ・ 発生地域
 - ・ 確定診断の状況
 - ・ 健康被害の状況
 - ・ 感染防止策
 - ・ 行政の対応
 - ・ 問い合わせ先
 - ・ その他

- 発生状況の公表に当たっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表するものとする。

こうした発表の方法等については、マスコミ関係者とあらかじめ検討を行
っておくこととする。

(情報提供に係る留意事項)

- 新型インフルエンザ発生時の情報提供における留意点については、厚生労働省が別途定める。

3) その他

- 厚生労働省は、できるだけ早期に新型インフルエンザの診断、治療に係る方針を定め、都道府県や医師会を通じ、医療関係者に対し周知するものとする。
- 関係省庁は、随時ホームページを更新し、最新の情報を公表する。
- 厚生労働省は、関係省庁、地方自治体など関係機関ごとの連絡窓口を設置し、周知する。
- 厚生労働省は、コールセンターの設置を検討することとする。また、地方自治体に対し、国民からの相談窓口の設置を依頼し、地域住民に対し、その旨を周知するよう要請する。

(2) 都道府県における対応

1) 情報収集体制の強化

- 都道府県等は、管内の新型インフルエンザの発生状況に係る情報収集を行うこととし、前段階までの体制を強化する。

(情報収集に係る留意点)

- 管内の新型インフルエンザの発生状況に係る情報収集の際に留意すべき事項については、前段階における管内の鳥インフルエンザ等の発生状況に係る情報収集の際に留意すべき事項と同様である。

2) 情報提供体制の強化

- 都道府県等は、国内で新型インフルエンザの患者が確認された段階で、前

段階に整備した広報体制により、定例の記者発表を実施するとともに、必要に応じて、臨時の記者発表を行うものとする。

(管内発生情報に係る情報提供)

- 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生した場合は、厚生労働省と随時連携をとりながら、情報提供を実施する。また、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。

(情報提供に係る留意事項)

- 新型インフルエンザ発生時の情報提供における留意点については、厚生労働省が別途定める。

3) その他

- 都道府県は、厚生労働省より示された診断、治療に係る方針について、管内の医療機関に対して、周知するものとする。
- 都道府県等は、随時ホームページ等により、最新の情報や有効な感染防止策等につき、公表するものとする。
- 都道府県等は、住民向け相談窓口を設置し住民への周知を図る。相談件数が多数になる場合に備え、コールセンターの設置を検討する。
- コールセンターの設置に当たっては、119番や発熱を有する患者からの相談に対応する発熱相談センターとの役割分担と連携体制を確認する。
- 地域医師会との連携の下、医療機関からの相談にも対応する。

(3) 市町村における対応

- 市町村は、国及び都道府県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザの発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するものとする。

- 新型インフルエンザに関する専用相談窓口・専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。

(4) 国と地方自治体の連携

- 国民に対して提供する新型インフルエンザに関する基本情報は、行政主体ごとに異なることがないように十分に調整する。国又は地方自治体から独自に情報提供する内容については、事前に情報交換を行う。